

■ 令和6年度 第1回新潟市運賃等協議会

日時：令和6年4月30日（火）15時30分から

会場：NEXT21 5階（中央区役所 対策室1）

（司 会）

引き続きの委員の皆様におかれましては、大変お待たせいたしました。

定刻より少し早い時間ですが、皆様お集まりですので、ただいまより令和6年度第1回新潟市運賃等協議会を開催させていただきます。

本会議につきましては、地域公共交通会議と同様、公開とさせていただきます。また、議事録を作成するため、会議を録音させていただき、後日、議事の内容を新潟市ホームページに公表いたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

新潟市運賃等協議会の役割について、改めて確認させていただきます。

これまで市内を走る区バス、住民バスなどの運行内容につきましては、全て新潟市地域公共交通会議で協議を行っておりましたが、令和5年10月の道路運送法の改正により、運賃にかかる内容につきましては新たに協議会を設置して協議を行い、運賃以外の内容については従来どおり地域公共交通会議でそれぞれ協議を行うこととなりました。

当市におきましては、地域公共交通会議の分科会として新たに運賃等協議会を設置し、独占禁止法に抵触しないよう、1事業者ごとに協議をさせていただきます。どうぞよろしくようお願いいたします。

続きまして、運賃等協議会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

本会議の会長であります新潟市都市政策部部長の鈴木浩信委員。

（鈴木会長）

鈴木でございます。

（司 会）

新潟市消費者協会会長の和田澄恵委員。

（和田委員）

和田です。よろしくお願いいたします。

（司 会）

公募委員の出口卓哉委員。

（出口委員）

出口です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 佐塚大志委員。本日、欠席となっております。

新潟市土木部部長の丸山信文委員。

(丸山委員)

丸山です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

また、道路運送法第9条第4項第2項に該当の委員といたしまして、本日協議を行う各路線の運行事業者であります、太陽交通新潟有限公司代表取締役の佐藤友紀委員。

(佐藤委員)

佐藤です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

泉観光バス株式会社代表取締役の関塚政行委員。

(関塚委員)

関塚です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

ウエスト観光バス株式会社代表取締役の小林大輔委員。

(小林委員)

小林です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

なお、関塚委員および小林委員につきましては、地域公共交通会議規則第8条第3項の規定に基づき、本日限りの委員をお願いしておりますのでご承知おき願います。

続きまして、本日の会議の出席状況と会議成立の可否についてです。国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官の佐塚大志委員が所用のため欠席されております。委員総数の過半数を超えておりますので、新潟市運賃等協議会設置要綱第3条第2項の規定により、本会議が成立することをご報告いたします。佐塚委員につきましては、ご欠席されておりますが、今回、本市で初めての運賃等協議会開催ということもあり、オブザーバーといたしまして、国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局より、運輸企画専門官の山岸様に地域公共交通会議から引き続きご出席いただいております。

続きまして、本会議の配布資料につきましては、次第と委員出席者名簿、その他の資料につきましては、先ほど開催いたしました地域公共交通会議と共通の資料となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本会議は協議事項ごとに説明と質疑対応を行い、概ね1時間程度を予定しております。

また、独占禁止法の抵触を防ぐため、路線ごと、運行事業者様ごとに、運行事業者様を入れ替えて協議を行います。

協議事項1の【南区】月潟地区住民バスを共同運行予定の太陽交通新潟有限公司と泉観光バス株式会社も、まずはじめに、太陽交通新潟有限公司の運賃について協議させていただき、委員の入れ替え後、泉観光バス株式会社の運賃について改めて協議させていただきます。

関塚委員、小林委員につきましては、恐れ入りますが一旦ご退出いただき、係員がご案内いたしますので、区役所待合スペースでお待ち願います。

それでは議事に入らせていただきます。このあとの議事進行を鈴木会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

引き続き、都市政策部の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さっそく議事に入ります。

まず議事に入ります前に、少し委員の皆様にご提案、お諮りしたいと思うのですが、協議内容全体の概要については、先ほど地域公共交通会議で事務局から説明がありましたので、省略してもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

協議事項の詳細につきまして説明をお願いします。はじめに、【南区】月潟地区住民バス運行計画(変更)(案)における太陽交通新潟有限公司の運賃について、説明をお願いします。

(事務局)

新潟市都市交通政策課の佐藤です。引き続きよろしくお願いいたします。

今回の運賃等協議会の協議事項につきましては、昨今の深刻な運転手不足等の状況により、昨年9月に、新潟交通観光バス株式会社が現行で運行している路線について、事業者変更の申し入れがあったことが案件となっております。

資料1をご覧ください。

協議事項1の月潟地区住民バスにつきましては、新潟交通観光バス株式会社から太陽交通新潟有限公司および泉観光バス株式会社への事業者変更の内容となっております。

運賃につきましては、現在、全区間、大人300円、中高生100円、小学生50円、小学生未満無料の均一料金で設定されており、太陽交通新潟有限公司および泉観光バス株式会社への移管後も、現行の料金のまま、変更はありません。

月潟地区住民バスの運行料金を現状維持のままとすることについては、道路運送法第9条第5項の規定に基づき、事業者変更の概要とあわせて、新潟市ホームページにおいて4月5

日から4月18日までの2週間、市民の皆様へ意見募集を行いました。ご意見等はいただきませんでした。また、先月27日の南区意見交換会において、運賃にかかる内容についてもほかの変更内容とあわせて地元関係者様の同意をいただいております。

月潟地区住民バスの変更内容につきましては、先ほどの地域公共交通会議で説明したとおり、資料1に概要をまとめております。今回、月潟地区住民バスにおきましては、運行事業者の変更以外には、運行手段が39人乗り小型バスから定員10名のジャンボタクシーへ変更、サイズダウンとなっております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

今ほどの説明に対して、委員の皆様からご意見、ご質問はありますでしょうか。いかがでしょうか。

(出口委員)

公募委員の出口と申します。

これは確認ということなのですが、人数に関しては1日3.7人と書いてあったのですが、一律300円の運賃を設定されているのですが、中高生、小学生はいいとしまして、大人の方で、短い区間、例えば停留所二区間とか三区間くらいの利用の方というのもけっこういらっしゃるかと思いますが、この運賃でも納得されるのかどうかということ、もし分かれば教えてください。お願いします。

(事務局)

地元の沿線地域の方々との地元調整の中では、短距離の区間の料金設定について、今現在のところは、特段、不満やご意見はいただいていないということでした。

ただし、今回の事業者移管をきっかけに、今後とも利便性向上や利用者数向上を目指しまして、住民バス全体の運行内容の改善というものは、今後検討していく必要があるかと考えておりますので、いただいたご意見を基に、参考にさせていただきたいと思っております。

(出口委員)

ありがとうございました。

(鈴木会長)

そのほか、ご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、【南区】月潟地区住民バス運行計画(変更)(案)について、太陽交通新潟有限会社の運賃について、本会議の同意が得られたものといたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続いて、泉観光バス様の運賃について協議を行うため、委員の入れ替えをさせていただきます。太陽交通新潟有限会社の佐藤委員はここでご退席となります。佐藤委員、本日は大変ありがとうございました。

(鈴木会長)

引き続き【南区】月潟地区住民バス運行計画（変更）（案）における泉観光バス株式会社の運賃について、説明をお願いします。

(事務局)

再度、資料1をご覧ください。

月潟地区住民バスの運賃につきましては、共同運行となる泉観光バス株式会社も、先ほどの太陽交通新潟有限会社と全く同じ運賃設定となり、全区間、大人300円、中高生100円、小学生50円、小学生未満無料の均一料金のまま、現行と変更ありません。

太陽交通新潟有限会社と泉観光バス株式会社は、現在、三日ずつの交代で運行を行っていただいておりますが、運行事業者様が日によって変わることにによる利用者の混乱は、ほとんどないものと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様からのご意見、ご質問はありますでしょうか。いかがでしょうか。

(和田委員)

先ほど短距離の場合の料金についてお話がありましたが、新潟市内ですと、シルバー料金といってお年寄りの方が半額というような制度もあります。1便あたり利用者数3.7人ということで、どういう方々が乗っているのか具体的に分からないので何とも言えないのですが、できれば、そういったシルバー料金制度など、高齢者の方、あるいは妊婦さんなど、そういった方々に配慮したような料金設定をしていただければ、あるいは利用者が増えるかもしれませんし、ご検討いただければと思います。

(鈴木会長)

ただいま、ご意見、要望がありましたけれども、事務局から何か回答があればお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。65 歳以上のシルバーチケット半額制度につきましては、月潟地区住民バスについても対象となっております。それ以外の利用促進のための取組み等につきましては、今後また検討していきたいと思っております。

(鈴木会長)

よろしいでしょうか。

そのほか、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、【南区】月潟地区住民バス運行計画（変更）（案）における泉観光バスの運賃につきましては、本会議の同意が得られたものといたします。

(事務局)

ありがとうございました。

協議事項2および3につきましては、運行事業者がウエスト観光バス様でありますので、委員の入れ替えをさせていただきます。泉観光バス株式会社の関塚委員はここでご退席となります。関塚委員、本日は大変ありがとうございました。

(鈴木会長)

続いて【南区】路線バス（新飯田～三条線）運行計画（案）における運賃について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

協議事項2について説明いたします。お手元の資料2をご覧ください。

路線バス（新飯田～三条線）につきましては、現在、新潟交通観光バス様が運行している路線であり、経費と収入の差額を新潟市と三条市で赤字分の補助を行って運行を存続している路線となっております。路線バス（新飯田～三条線）の新潟交通観光バス株式会社からウエスト観光バス株式会社への事業者変更の内容につきましては、資料2の赤字で記載したとおりとなっております。

主な変更内容につきましては、運行事業者の変更以外には、運行手段を39人型小型バスから定員28名のマイクロバスへ変更ということで予定しております。

運賃の変更についてご説明いたします。資料2-1の4ページ、5ページをご覧ください。運賃につきましては、現在、新潟交通観光バス株式会社が設定している運賃表をそのまま引き継ぐ形となり、変更はありません。6ページ、7ページをご覧ください。定期券の運賃表ですが、こちらの金額については従来から変更はありません。

1ページにお戻りください。

回数券の種類につきましては、新潟交通観光バス株式会社では普通回数券が17種類であったところを、ウエスト観光バス株式会社は普通回数券80円から150円までの10円ごとの

8種類となっております。

新飯田～三条線の移管後の運賃設定につきましては、月潟地区住民バス同様、道路運送法第9条第5項の規定に基づき、事業者変更の概要と併せて新潟市ホームページにおいて市民の皆様へ意見募集を行いました。ご意見等はいただきませんでした。また、先月の南区意見交換会において、運賃にかかる内容につきましても、ほかの変更内容と合わせて地元関係者にも同意をいただいております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

委員の皆様からご意見、ご質問はおありでしょうか。いかがでしょうか。

(和田委員)

この路線については、欠損分を新潟市と三条市が補助するというようなことを聞いておりますが、実際にどのくらいの欠損があって、それを新潟市と三条市でどのくらい補助しているのかということをお聞きしたいと思います。

(事務局)

令和5年度の新潟交通観光バス株式会社の運行実績ベースになりますが、年間の運行経費全体が670万円ほどかかっており、それに対して年間収入が90万円程度となっております。その差額580万円程度を、新潟市と三条市で、距離案分で負担する形になっております。

ただ、本路線につきましては、路線の大部分が三条市に入っていることから、三条市の負担が相対的に大きくなっておりまして、全体の9割以上が三条市の負担ということで現行はなっております。

ウエスト観光バス株式会社の移管後につきましても、基本的はこちらの距離案分の方法で、継続的に三条市と新潟市で赤字補填をしていくということで協議を進めている状況です。

(和田委員)

この各市の補助額というのは、例えば新潟市の南区から乗っている人数とか、三条から乗っている人数とか、そういうものではないのですね。あくまでも距離按分ということなのですね。

(事務局)

その通りです。そのような考え方もあるとは思いますが、現行、新潟市で負担している、ほかの市町村とまたがっている路線の補助につきましては、距離案分というような考え方でさせていただいております。

(和田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(鈴木会長)

ほかにご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、【南区】路線バス（新飯田～三条線）運行計画（案）の運賃につきましては、本会議の同意が得られたものいたします。

続きまして、最後になります【西蒲区】路線バス（巻～松山～角田線）運行計画（案）の運賃について、説明をお願いします。

(事務局)

協議事項の3についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

西蒲区の路線バス（巻～角田線）につきましても、先ほどの新飯田～三条線と同様、新潟交通観光バス株式会社が現在運行しており、経費と収入の差額分を新潟市で赤字補填をして運行を存続していただいている路線となっております。

今回の事業者変更にかかる内容につきましては、資料3の赤字で記載しているとおりにっており、主な内容は便数、ルート変更、運行手段となっております。

便数につきましては、ウエスト観光バス株式会社の運転手のシフトの関係により、平日の朝6時25分発の便を減便し、夕方16時10分の便が従来よりも約10分遅くなる変更となっております。

ルートの概要につきましては、資料3-1の2ページをご覧ください。現行の新潟交通観光バス株式会社の運行では、停留所「大原神社前」と「松野尾」は、一部の便については停車していませんでしたが、今回、ウエスト観光バス株式会社への移管により、全ての便が大原神社前と松野尾を経由するようなルート設定となっております。また、一部の便については、角田浜海水浴場まで運行しない便もありましたが、今回の変更によりまして、全ての便の起終点が角田浜海水浴場になるルート見直しを予定しております。

運行手段につきましては、定員50名程度の中型バス2台の調達予定であり、朝夕の通勤時間帯、学生の利用の多い通勤時間帯の利用者数もカバーできる車両を予定しております。

運賃についてご説明いたします。資料3-1の4ページをご覧ください。4ページから9ページにかけて、運行系統別の運賃表となります。運賃につきましては、基本的に従来と変更はございませんが、全便、大原神社前と松野尾を通るようになることから、赤字部分の一部区間の運賃に変更が出ております。距離に応じて運賃が上がっていく対キロ運賃制の設定となっており、今回、変更となる赤字部分については、現在、新潟交通観光バス株式会社が設定している運賃より安くなる運賃設定となっております。

10ページから11ページをご覧ください。定期券の運賃表ですが、金額については従来か

ら変更はございません。

資料3-1の1ページにお戻りください。

回数券の種類につきましては、先ほどの新飯田～三条線と同様、新潟交通観光バス株式会社では普通回数券が17種類あるところ、ウエスト観光バス株式会社では普通回数券80円から150円まで、10円ごとの8種類の設定となります。定期券と回数券の設定につきましては、先ほどの新飯田～三条線と全く同じ金額設定となっております。

巻～角田線の移管後の運賃設定につきましても、月潟地区住民バス、新飯田～三条線と同様、道路運送法第9条第5項の規定に基づき、事業者変更の概要とあわせて新潟市ホームページにおいて市民の皆様へ意見募集を行いました。ご意見等はいただきませんでした。

また、運賃にかかる内容につきましても、ほかの変更内容とあわせて、西蒲区役所より沿線の地域、小中学校へ説明を行い、先月25日に開催された西蒲区意見交換会において地元関係者に同意をいただいております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

委員の皆様からご意見、ご質問はありますでしょうか。

(和田委員)

先ほどと同様に、こちら収入の欠損額を補助しているということで、その欠損額と補助をお聞きしたいと思います。

(事務局)

巻～角田線につきましては、新潟交通観光バス株式会社の令和5年度実績ベースですと、年間経費が約2,000万円程度、年間収入が260万円程度、市の補助額としては、その差額の1,800万円程度となっております。こちらは新潟市内で完結している路線になりますので、全額新潟市が負担しております。

(和田委員)

先ほどは三条のほうが多いということでしたし、こちらは全区間新潟市内ということで、全額新潟市が補助ということなのですが、金額を聞いて、非常に大きな金額を、欠損が出ているからそれを全て市が穴埋めしているというような形になっているのですけれども、確かに公共交通を維持する上ではそれも必要かとは思いますが、しかし、税金をつぎ込むからには、やはりそれなりの、ここの強み、例えば角田浜海水浴場などは、非常にきれいな海水浴場ですし、西蒲区は観光スポットもいろいろあります。そういうものを組みせたりして、うまくほかの区の方にも使っていただける、市民あるいは観光客の方などにももっと、角田妙光寺

ですとかそういったところも、観光スポットをバスで巡るような、そういったようなことを考えていただいて、市の補助があるからそれでいいのではなくて、そういう努力をしていただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

これら路線につきましては、やはり一つのネットワークとしてあるということで、大変大事なものだと思います。

一方で、今ほど和田委員からご指摘もありましたとおり、これだけ欠損があるという状況で、市がそこを補填しているという状況です。そこを踏まえますと、やはり先ほどの地域公共交通会議の中でもございましたけれども、多様な交通モードを検討しながら、どういった形が効率的な運行になるのかということ、地域の皆様と一緒にそういったところを考えていくということと、一方で、今ほどご指摘にあったように、地域の方だけではなくて、観光的な部分も含めて総合的に考えていくという部分ももちろんあると思いますので、そういったことを引き続き考えていかなければと考えております。ありがとうございます。

(鈴木会長)

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、【西蒲区】路線バス（巻～松山～角田線）運行計画（案）における運賃につきましては、本会議の同意が得られたものといたします。

以上で協議事項が終わったのですが、全体を通しましてなにかご意見、ご要望があればお聞きしますが、皆さん、いかがでしょうか。

(出口委員)

確認なのですが、今回、この回数券・定期券について、当然、運行事業者さんが変わるということで、この発売所というのも変わるのでしょうか。

(事務局)

回数券・定期券の発売所につきましては、事業者の変更に伴い、販売場所も変更となります。基本的には、今現在、新潟交通観光バス株式会社ですと潟東営業所等で販売していたところ、今回の三条線や巻～角田線につきましては、燕市のウエスト観光バス株式会社で販売していただくこととなります。（回数券については）これまでは車内販売はしていなかったのですが、今回ウエスト観光バス株式会社への移管により、車内販売も可能となっております。

(出口委員)

ありがとうございました。

(鈴木会長)

ほかに、全体をとおしていかがでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして本日の議事は全て終了となります。進行を事務局へお返しします。

(事務局)

円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。本日の議事録につきましては、後日、委員の皆さま宛に送付させていただきますので、発言内容のご確認をお願いいたします。

次回の運賃等協議会の開催時期につきましては、個別の協議案件が発生した際に改めてお知らせさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、令和6年度第1回新潟市運賃等協議会を終了させていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。